特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

		_	멘	
五 電子計算機	 。 がるための がるための がるための がを行うこと がを変え、 がを整え、 がを整え、	特定継続的役務	別表第五(第十一条、第十二条、	
二 月	_ 月	の務続特 期提的定 間供役継	ボ、第十1	改
する額のいずれか低石万円又は契約残額	二万円又は当該特定 に係る特定継続的役務の対価の総額が低い下この表において「契約残額」といいで、対した額を控除した額が、対価に相当が、対価に相当が、対価に相当が、対した額が、対した額が、対した額が、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	通常生ずる損害の額契約の解除によつて	第十五条、	正案
一万五千円	二万円	の額 を 要 が で 要 が で で で で で で で で で で で で で で で	第十六条関係)	
	 ・ (本型を (本) (本) (本) ((本) ((本) ((本) ((本) ((((((((((((((特定継続的役務		
	月	の務続特 期提的定 間供役継		現
	に係る特定継続的役務の対価の総額が で、二の項において「 を持つでは、という。 を対例の対価に相当 がの対価の総額がら を控除した額 がの対価に相当 がの対価に相当 がの対価に相当 がの対価に相当 がの対価に相当 がの対価に相当	通常生ずる損害の額契約の解除によつて		行
	万円	要する費用をが履行の解結		

日本の他の装身具 日本語の方法又は光学的方法により音、映像又はプログラスが附属品 「掲げる商品 「掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「は掲げる商品 「に掲げる商品 「に掲げる商品 「に掲げる商品 「に掲げる商品 「に掲げる商品	性の紹介	の教授 知識又は技術 い額
務にあつては、次 別表第六 (第十四条関係) 一・二 (略)		